みなとパートナーズ基金への寄付について（概要）

港区産業・地域振興支援部地域振興課

みなとパートナーズ基金

　　ＮＰＯなどの公益活動を推進するために

みなとパートナーズ基金を受け付けています

基金の目的

港区内にあるＮＰＯ団体は、全国、全世界で活躍する大規模団体が半数あることが挙げられますが、一方で、港区を中心として活動しているＮＰＯ団体では、財政状況が不安定であり、活動を継続していくことが困難な状況にあります。

港区では、公共及び公益活動の促進を目的とした寄付金の受け皿として基金を設置し、資金提供という形で、区民、企業が公共及び公益活動に協力できるしくみを作ることで、協働型社会の形成を図ります。

基金のしくみ

１　ＮＰＯ活動助成事業

・単独事業（基盤整備事業、地域福祉向上

・協働事業（団体による協働事業、区との協働事業）

２　区の実施している事業の経費

【個人が寄付する場合】

港区版ふるさと納税制度　（寄付金の活用先を選びます）

１～６　分野別に応援する

７　区政全般

８　公益的活動団体の支援

**９　みなとパートナーズ基金**

10　文化芸術振興基金

みなとパートナーズ基金

ＮＰＯ活動助成事業

１単独事業

（１）団体活動基盤整備事業（２）地域福祉向上事業

　２協働事業

（１）団体による協働事業（２）区との協働事業

【企業や団体が寄付する場合】

寄付の方法

【個人の場合】いずれかの方法で寄付ができます。

1. インターネットによる申し込み（クレジットカード決済による納付）

港区ホームページ「港区への寄付のご案内」、または「ふるさとチョイス（港区）」（外部サイト）からお申し込みください。

1. 納付書による申し込み

電話またはファックスで、各総合支所管理課管理係にご連絡ください。港区版ふるさと納税（寄付金）申込書と納付書を郵送します。

1. 窓口による申し込み

各総合支所管理課管理係または台場分室の窓口でお申し込みください。

充当先が、みなとパートナーズ基金の場合は、地域振興課でも受付しています。

**寄附金控除について**

　所得税、住民税及び法人税の確定申告の際に寄付金控除の対象になります。

所得税の寄付金控除　（所得控除）

寄付金の総額または総所得額等の４０％のいずれか少ない金額－2千円

住民税の寄付金控除　（税額控除）

寄付金の総額または総所得額等の３０％のいずれか少ない金額－2千円

　寄付金税額控除に係る申告特例（ワンストップ特例）

　　確定申告不要な給与所得者などの方で、年間の寄付先が５団体以内等の要件を満たす場合

に、確定申告をせずに寄付金税額控除の適用を受けられる「ワンストップ特例制度」の利用ができます（制度の詳細は区ホームページ等でご確認いただけます。）。

　この特例の適用を希望される場合、港区に「寄付金控除に係る申告特例申請書（申告特例申請

書）」を、ご本人確認書類等とともに提出いただく必要があります。

　※ 確定申告をする予定の方は、特例の適用を受けられません。

「税額控除」に関するお問合せ

港区産業・地域振興支援部税務課　電話　03-3578-2605

【企業や団体の場合】

　　みなとパートナーズ基金寄付申込書をご提出いたいただき、区の窓口（地域

振興課）または区の所定の納付書で、最寄りの金融機関からお振込みいただけます。

法人の場合、全額を損金として算入することができます。

「法人税」に関するお問合せ

港都税事務所　　　電話　03-5549-3800

基金の活用

　みなとパートナーズ基金に寄付された方には、寄付金の使途を指定することができます。

**<主な寄付金の活用分野>**

**Ⅰ　ボランティア・ＮＰＯ団体の活動への支援**

①保健、医療又は福祉の増進を図る活動

②社会教育の推進を図る活動

③まちづくりの推進を図る活動

④学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

⑤環境の保全を図る活動

⑥災害救援活動

⑦地域安全活動

⑧人権の擁護又は平和の推進を図る活動

⑨国際協力の活動

⑩男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

⑪子どもの健全育成を図る活動

⑫情報化社会の発展を図る活動

⑬科学技術の振興を図る活動

⑭経済活動の活性化を図る活動

⑮職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

⑯消費者の保護を図る活動

⑰以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

**Ⅱ　寄付者の指定する区の事業**

※寄付金の使途の指定

　お預かりした寄付金のうちⅠボランティア・ＮＰＯ団体の活動への支援に対する寄付金の使途については、港区ＮＰＯ活動助成審査会の審査を経て、港区が助成先及び助成金額を決定します。ご指定いただいた活用先につきましては、審査及び基金活用の参考にさせていただきますが、必ずしも希望した分野や金額を助成できないことがあります。

問合せ先

港区産業・地域振興支援部地域振興課

区民協働・町会自治会支援担当（港区役所３階）

〒１０５－８５１１　港区芝公園１－５－２５

電話０３（３５７８）２１１１内線２５５７